

民生委員児童委員協議会運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）に対し補助金を交付することにより、協議会の充実強化を図るとともに、民生委員の活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、協議会の運営に必要な事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算に定める範囲内の額とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるもののほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるところによる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

民生委員法（抜粋）

第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第24条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
- (2) 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- (3) 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
- (4) 必要な資料及び情報を集めること。
- (5) 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
- (6) その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。